

The background features three large, overlapping blue circles of varying shades (dark blue, medium blue, and light blue) arranged vertically. Two thin, light blue diagonal lines cross the page from the top-left to the bottom-right, intersecting the circles.

和寒町議会基本条例

逐条解説

平成22年4月 和寒町議会

和寒町議会基本条例逐条解説

目 次

前文～第1条（目的）	2
第2条（議会の運営原則）～ 第3条（議員の活動原則）	3
第4条（町民と議会との関係）	4
第5条（町長等と議会及び議員の関係）～ 第6条（町長による政策等の形成過程の説明）	5
第7条（予算・決算における政策説明資料の要求）～ 第9条（委員会の活動）	6
第10条（議会事務局の体制整備）～ 第11条（議会研修の充実強化）	7
第12条（議会広報・公聴の充実）～ 第14条（議員の政治倫理）	8
第15条（最高規範性）～第17条（その他）	9
参考（地方自治法）	10

前 文

和寒町議会（以下「議会」という。）は、町民から直接選挙で選ばれた議員により構成され、**合議制**の議事機関として、意思決定機能、政策立法機能及び行政監視機能の能力向上を図るとともに、和寒町自治基本条例（平成 21 年条例第 18 号）の示す基本理念の確立に向け、積極的に役割を果たします。そのために、議会は町民に開かれた参加の場を確保保障し、議員は多様な町民の意思を反映させ、議論を通じて町の統一的意思にまで高める努力を不断に強め、**住民自治**を実現するための**二元代表制**の機関として、その役割と機能を果たせるよう努めます。

議会は、民主的自治制度における根幹であることを認識し、その使命を達成するため、本条例を制定し、町民と協働の下に、まちづくりと町民福祉の向上に資するものとします。

【解 説】

平成 12 年のいわゆる地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担が制度上明確化され、地方公共団体の自己決定権が拡大するとともに自己責任の原則が徹底されることとなりました。

議会は、町民を代表する議事機関として、町の政策を決定する権限及び行政監視の権限を有する意思決定機関です。地方分権の進展により、その役割はこれまで以上に重要となってきました。

自治体が自己決定と自己責任において、住民福祉の向上と協働のまちづくりを実現するための使命が課されています。そのために、議会は、町民に開かれた議事を推進し、議会運営及び議員活動の基本的方針を定め、町民の期待に応えられる議事を確立するため、議会基本条例を制定するものです。

【用語解説】

合議制：複数の人により構成され、合議（相談・協議）により、その意思が決定される制度をいいます。（⇔独任制）

住民自治：その地域の住民の意思に基づいて地方行政の運営が行われることをいいます。

二元代表制：地方自治体において、首長と議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。

（目的）

第 1 条 この条例は、議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、町民と共に進む使命感と活力にあふれた議事をめざし、安心して生活ができる豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

【解 説】

条例の目的は、議会運営と議員活動の基本的事項を明文化することにより、この条例の最終目的が、豊かなまちづくりに寄与するためにあることを規定しています。

(議会の運営原則)

第2条 議会は、町民を代表する議決機関であることの自覚を持ち、公正性、透明性及び信頼性を重視し、開かれた議会運営を推進します。

2 議会は、自由闊達な議論を通じて、町民に分かりやすい議会運営に努めます。

【解説】

議会は、町民から選ばれた議員で構成され、二元代表制の原則に基づき、もてる権能を駆使して責務を果たす使命があり、議決機関として議案等の審議に十分な議論を行い、町民にわかりやすい議会運営に努めることを規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚して活動します。

2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な住民意思を反映した議員相互間の自由討議を推進し、合意形成に努めます。

3 議員は、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、町民の代表としてふさわしい活動を行うため、不断の自己研鑽と政策水準を高めることに努めます。

4 議員は、会議を招集されたとき、他の用務より優先して出席します。

【解説】

日常の議員活動においては、地域などの個別的な課題に取り組むことも現実問題としてありますが、議員は公選で選ばれた町民全体の代表者であり、奉仕者です。このことを認識して活動をしなければなりません。

議会には、行政に対するチェック機関としての役割があり、様々な行政課題に対して政策提案していくことも重要な責務です。そのためには、議員間の自由闊達な議論を行う中で、諸課題に対する論点を整理し、合意形成に努め、政策提案につなげるべきであること。

また、議員は議会活動を通じて、町民の声を町政に反映させる役割を担っていることから、常に町民の声や地域の課題に耳を傾け、公平な判断や長期的展望を持って研究や調査を行い、政策立案能力を高めることなど議員の活動原則を規定しています。

なお、第4項の「会議」とは、本会議及び議会が設置する委員会・全員協議会をさします。

【用語解説】

自由討議：現在、本会議においての議会の審議は、主に町側（執行部）に対し、質疑を行っています。議員相互間の活発な討議により審議を行い議会の意思決定をするべきとの考えから、議員同士が議案等について自由に討議することをいいます。

招集：地方公共団体の議員を議会や委員会に集合を求めることをいいます。国会の場合は召集といいます。

(町民と議会との関係)

第4条 議会は、情報公開に努め、議会の議決及び運営について、その経緯や理由等を町民に説明する責任を果たします。

2 議会は、すべての会議を原則公開とし、傍聴の自由及び会議録の公表に努めます。

3 議会は、傍聴者に審議に用いる議案及び資料を支障のない範囲で提供します。

4 議会は、町民と意見交換の場を多様に設けるため、議会報告会を年1回以上開催するほか、必要に応じて懇談会などを行います。

5 議会は、参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用して、議会の討議に反映するよう努めます。

6 議会は、請願及び陳情等を町民による政策提案と位置付け、その審議並びに調査にあたっては、提出者の意見を直接求めるよう努めます。

【解 説】

議会が町民に果たすべき重要な責任は、情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を果たすことであると規定しています。また、身近な議会、開かれた議会の構築をするため、秘密会を除く会議を原則公開とし、会議傍聴者に会議の内容を明らかにするため、議案・資料等を審議に支障のない限り提供するものとします。

「町民との意見交換の場」の一つとして、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、町民に対して政策提言や議会の活動状況を報告し、町政に関する情報を提供するとともに、町民の意見を直接聞く貴重な機会として、議会報告会を実施することを規定しています。なお、議会報告会の開催単位や開催時期、内容などは、地域の情勢を勘案して決めます。

議会は適切な討議を行うため、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて法に基づく参考人制度〔法第109条第6項〕や公聴会制度〔法第109条第5項〕を十分活用していくことを規定しています。

議会に請願及び陳情書等が提出された場合、所管する委員会に付託して審査することを基本としています。委員会は、提出者の願意を把握するため、意見を聴取することを規定しています。

※解説中の「法」とは、地方自治法をさします。

【用語解説】

参考人制度：委員会が、案件の調査または審査のために必要と認めるときに出頭を求め、参考人から意見を聴くために設けられた制度です。

公聴会制度：予算等重要案件の審査をする際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くために設けられた制度です。

請願：議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適切な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。ただし、議員の紹介が必要となります。

陳情：議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適切な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。陳情については、議員の紹介が不要です。

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 本会議における議員と町長、執行機関の長及び職員（以下「町長等」という。）の質疑並びに一般質問は、一問一答の方式で行います。

2 議長から会議への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び提案に対して、論点・争点の明確化等を図るため反問することができます。

3 議員は、閉会中に議長を経由して町長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができます。この場合において、質問及び回答の内容は、原則公開とします。

【解 説】

本会議での議案審議の質疑応答は、議員による質問の趣旨を明確化し、議論の論点をより深め、町民の傍聴に際しても、より理解が深まるよう「一問一答」方式とし、一般質問も同様とします。

また、質疑・質問を行う議員に対しても、その質疑・質問の内容に責任を持たせるため、町長等から議員に対して反問する権利を認め、町長等と議員間に緊張感を確保するものです。

町政運営の進行状況を調査するため、文書による質問を可能にし、公開性を取り入れることにより、議員活動の透明性を高めることを規定します。

【用語解説】

一般質問：議員が、和寒町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、または報告、説明を求め疑問を明らかにするために行うことです。また、一般質問は定例会のみ行うことができます。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう説明を求めます。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の有無及びその内容
- (4) **総合計画**との整合性
- (5) 財政措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の提案を審議するに当たっては、立案・執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めます。

【解 説】

行政が、町の政策に基づく計画・事業を提案する場合、6項目の条件を示す説明責任のルール化を規定しています。

これは、政策水準の向上と議会審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、「政策等を必要とする背景」から「将来にわたる効果及び費用」までの説明を受けることにより、提出される政策に対する妥当性が高まると考えられます。

また、これらの情報を開示することにより、新たな町民参加を促進することも目的としています。

【用語解説】

総合計画：和寒町の基本方針や主要な施策が示された最上位計画であり、地域・行政に関わる総合的な計画です。

(予算及び決算における政策説明資料の要求)

- 第7条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により政策の説明資料を作成するよう求めます。
- 2 議会は、予算編成の基礎となる総合計画の進行管理について、報告を求めます。

【解説】

予算や決算の審査においても、前条の趣旨に準じた分かりやすい説明資料を作成するよう規定しています。

また、総合計画の進行状況についても、報告を求めることとします。

(議決事項の定め)

- 第8条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事件を次のとおり定めます。ただし、第2号に規定する計画は、和寒町議会会議条例(平成22年条例第1号)で定めます。
- (1) 和寒町総合計画
 - (2) 町政に係る重要な計画
 - (3) 法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより法人が同項の法人となる当該出資に関する事
 - (4) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止

【解説】

法第96条第1項では、議会で決定しなければならない議決事件を規定していますが、第2項では、それら以外に条例で議会の議決すべきものを定めることができるという規定になっています。

この議会基本条例では、議会と町長等が透明性の高い責任を共に担うために、町政運営の指針となる計画並びに法人への出資について、新たに議決事項とすることを規定しています。

本町の総合計画は、「総論」「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されていますが、法に定める基本構想のほかに「基本計画」を議決事項とします。

(委員会の活動)

- 第9条 委員会は、**所管事務及び付託事件**の審査、調査の充実を図り、その機能を発揮します。
- 2 委員会は、前項の審査・調査及び町政の課題に適切かつ迅速に対応するよう努めます。

【解 説】

委員会は、議会の一定部門の事務に関する調査、審査をする実質的な機関です。したがって議会のもつ政策立案・監視機能を十分働かせるためには、委員会活動が重要な意味を持つことになります。

議会の機能を十分に発揮させるため、委員会が町政の諸課題を能動的に取り上げ、法第109条第4項に規定されている所管事務調査を積極的に活用して、閉会中も継続して調査を行い議会としての意見を集約するため、迅速に対応するものと規定しています。

【用語解説】

所管事務：その委員会の部門に属する和寒町の事務に関するものです。

例) 総務福祉常任委員会⇒(担当課) 総務課・選挙管理委員会・監査委員事務局
出納・住民課・保健福祉課・芳生苑・建築苑
病院
産業教育常任委員会⇒(担当課) 産業振興課・建設課・農業委員会・教育委員会

付託事件：審査のため、議長の職権または議会の議決によって常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に付託された事件のことです。

(議会事務局の体制整備)

第10条 議長は、議会及び議員の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査、法務機能及び議会図書の充実を図るよう努めます。

2 議長は、事務局職員の任用に際して、行政からの独立した機関としての機能を向上させるように努めます。

【解 説】

議会事務局は、総務事務・議事事務・情報調査事務・法制事務・広報事務等の一連の業務を処理していますが、これらの業務を行う議会事務局機能の強化を図ることで、議会及び議員の活性化の一助とするものです。

(議会研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成並びに立案能力の向上に資する研修の充実強化を図ります。

【解 説】

議員研修の態様は様々ですが、最終的には町民福祉の向上に資されるべきものです。基本的に研修は、議員自らが調査研究を深めることにより、幅広い知識、能力の向上が期待される場所ですが、研修をより効果的に行うため、併せて議会での研修を規定するものです。

議会としての審議能力を高め、議会の活性化に資するために、議員研修の充実強化を図ろうとするものです。

(議会広報及び公聴の充実)

第12条 議会は、議会、委員会及び議員の活動や議案審議の内容等について、町民へ定期的に周知します。

2 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から公表するとともに、町民からの意見及び要望等を聴取し、その内容と対応について情報提供します。

3 議会は、情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を積極的に活用します。

【解説】

本条例の第4条で情報公開を規定していますが、議会等の活動、審議内容、町政の情報及び町民からの公聴内容について、その情報を町民に提供しますが、情報を提供する手段は、町民との対話・議事録公開・広報誌・防災無線・議会ホームページなどがあります。情報技術の発達を踏まえ、町民ニーズに応じた広報の充実に努めることを規定しています。

多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持っていただけるよう広報・公聴活動に努めます。

(議員定数及び報酬)

第13条 議員定数及び報酬の改正に当たっては、町政の課題、将来の展望及び町民の多様な意見を十分に考慮します。

2 議員の定数に関する条例改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について説明責任を果たします。

3 議員報酬の改正は、和寒町特別職報酬等審議会の答申を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由を付して提出します。

【解説】

議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮し、町民の意向を把握しながら総合的に判断しなければなりません。その改正は、町民の直接請求や町長が提案する場合を除き、議会が自己決定するよう努め、改正案の提出に当たっては、総合的な検討に基づいた明確な理由を付し、町民に対する議会の説明責任を明記しました。

なお、議員定数の基準は、町の人口、面積、財政力、事業課題並びに類似自治体の議員定数と比較検討することが想定されます。

議員報酬の改正については、報酬審議会の答申を尊重するものでありますが、必要に応じて議会自らが改正案を提出する場合は、定数の改正と同様、総合的に判断することとします。

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し行動します。いやくも自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招かないようにします。

【解 説】

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純にできないものの、議員の責務を正しく認識し、その使命の達成に努め、常に町民全体の利益実現を目指すものであり、例えば、①議員の地位を悪用した不正な口利き②金品の授受③町が行う許認可、請負その他の契約に関し個人又は特定の企業団体のために有利な取り計らいなどしない④町職員等の採用に関し、関与してはならない等、町民に疑惑を与えない行動を規定しています。

(最高規範性)

第15条 この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはなりません。

【解 説】

この条例が、和寒町議会における議会運営と議会活動の根本を定めたものであることを明確にし、全てに優先する条例であることを規定しています。

(見直し手続き)

第16条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを**議会運営委員会**において検証します。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じます。

【解 説】

この条例の検証方法とその結果を受け、必要に応じて本条例改正を含めた適切な対応措置を講じることを規定しています。

この条例の改正は、全ての議員の合意形成に努めることとします。

【用語解説】

議会運営委員会：円滑な議会運営を期するために、議会運営全般について協議し、意見調整を図るために設置された委員会です。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

附 則（平成23年6月22日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行します。

【参 考】議会基本条例及び解説に記載されている地方自治法関係条文

第96条（P6：第8条解説）

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- (15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

第96条2項（P6：第8条条文）

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第109条第4項（P7：第9条解説）

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

第 109 条第 5 項 (P4 : 第 4 条解説)

常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

第 109 条第 6 項 (P4 : 第 4 条解説)

常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第 221 条第 3 項 (P6 : 第 8 条条文)

前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。